

議案第 99 号

伊賀市支所設置条例の一部改正について

伊賀市支所設置条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成30年9月3日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市支所設置条例の一部を改正する条例

伊賀市支所設置条例（平成16年伊賀市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表上野支所の項中「116番地」を「500番地」に改める。

附 則

この条例は、平成31年1月4日から施行する。